

敦賀美方消防組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)



令和6年7月
敦賀美方消防組合

目 次

第1章 背景

- 1 気候変動の影響
- 2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向
- 3 球温暖化対策を巡る国内の動向

第2章 基本的事項

- 1 目的
- 2 対象とする範囲
- 3 対象とする温室効果ガス
- 4 計画期間
- 5 上位計画及び関連計画との位置付け

第3章 温室効果ガスの排出状況

- 1 温室効果ガスの総排出量における算定基準
- 2 温室効果ガスの総排出量

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

- 1 目標設定の考え方
- 2 温室効果ガスの削減目標

第5章 目標達成に向けた取組

- 1 取組の基本方針
- 2 具体的な取組内容

第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

- 1 推進体制
- 2 点検・評価・見直し体制
- 3 進捗状況の公表

第1章 背景

1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる安全保障上、最も重要な環境問題の一つとされています。

世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測され、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れています。気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大します。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27年、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

パリ協定は、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しています。

世界全体の平均気温の上昇を、2℃より十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとする必要とされており、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

令和2年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として位置付けています。

令和3年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを46%削減（2013年度比）することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標が示されており、

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われ、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

このような背景から、敦賀美方消防組合（以下「組合」という。）においても、温室効果ガスの排出量削減に向けた取組を推進するための計画を策定するものです。

第2章 基本的事項

1 目的

敦賀美方消防組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「実行計画」という。)は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、組合が実施している事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定します。

地球温暖化対策推進法(抜粋)

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 地方公共団体実行計画の目標

(3) 実施しようとする措置の内容

(4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～7 (略)

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

2 対象とする範囲

実行計画の対象範囲は、以下の事務・事業とします。

施設名	住所	備考
消防本部・敦賀消防署	敦賀市中央町2丁目1番2号	敦賀市庁舎と合築
消防訓練センター	敦賀市中央町2丁目3番29号	
気比分署	敦賀市元町11番11号	
美浜消防署	美浜町興道寺10号43番地	
三方消防署	若狭町北前川17号1番地	

消防団施設については、使用頻度が少ないため対象外としますが、本実行計画に準じて温室効果ガスの削減に努めていきます。

3 対象とする温室効果ガス

実行計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)

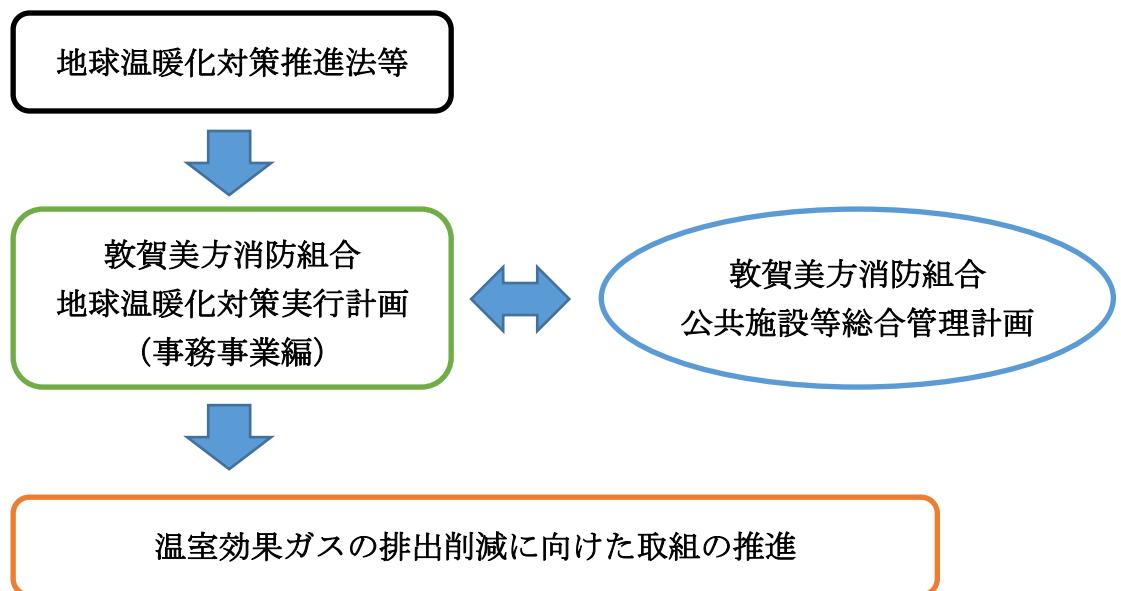
2) とします。

4 計画期間

基準年度を令和5年度とし、計画期間については、令和6年度から令和12年度（2030年度）までとします。また、計画の進捗状況や社会情勢の変化により、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 上位計画及び関連計画との位置付け

実行計画は、地球温暖化対策推進法に基づき策定するほか、敦賀美方消防組合公共施設等総合管理計画等、関連する様々な計画との連携を図ります。



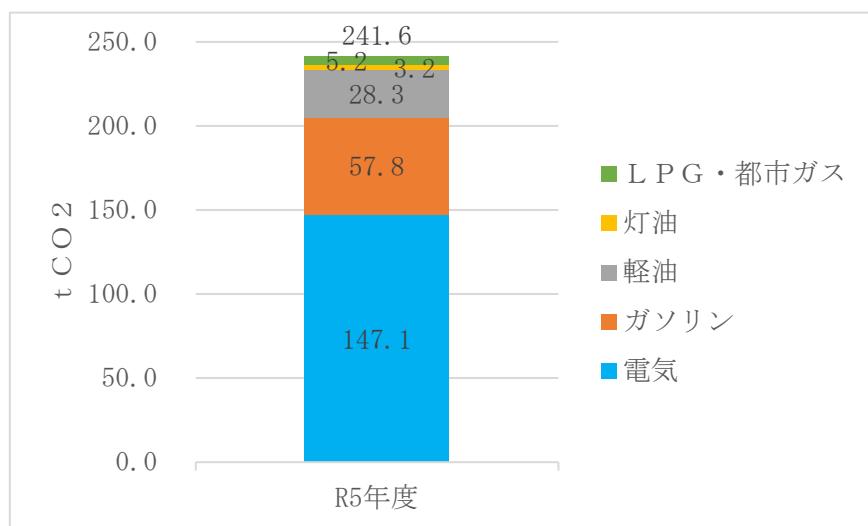
第3章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガスの総排出量における算定基準

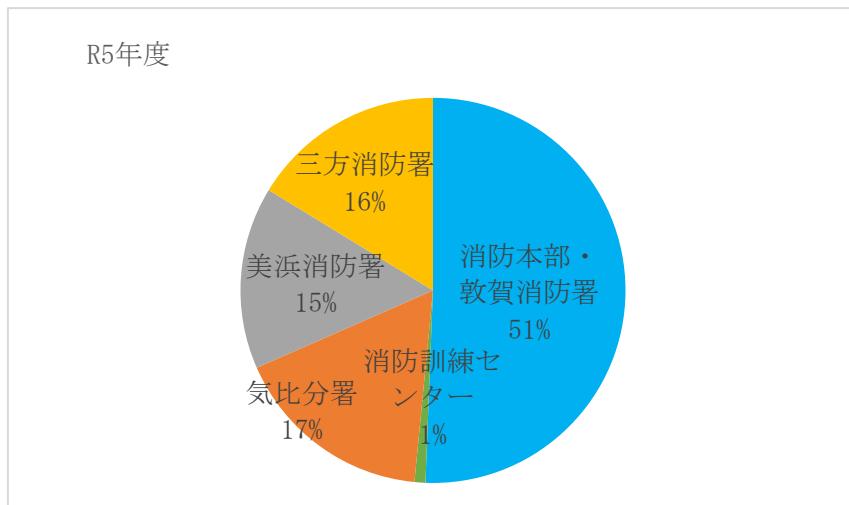
CO₂排出量は、地球温暖化対策推進法施行令（平成11年政令第143号）第3条に基づき算定します。

2 温室効果ガスの総排出量

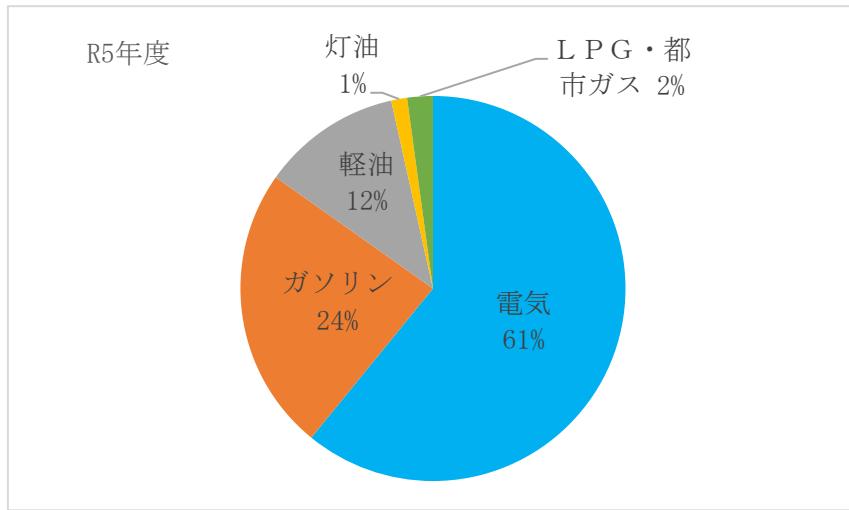
組合の事業・事務に伴う温室効果ガスの総排出量は、基準年度である令和5年度においては、241.6 t CO₂となっています。



施設別では、消防本部・敦賀消防署が全体の51%を占め、次いで氣比消防署17%、三方消防署16%、美浜消防署15%、消防訓練センター1%となっています。



エネルギー種別の割合でみると、電気が最も多く、全体の 61 %を占めています。次いで、自動車の燃料であるガソリン及び軽油をあわせた割合が 36 %を占め、施設において使用する灯油及び LPG・都市ガスをあわせた割合が 3 %を占めています。



第4章 温室効果ガスの排出削減目標

1 目標設定の考え方

CO₂排出量の多くを占める消防本部・敦賀消防署は、敦賀市庁舎と合築で令和3年度に完成し、ZEB Ready認証を取得している建物です。従つて、ハード面による整備が完了していることから、当面はソフト面(人的要素)での削減に重点を置くこととします。

また、消防機関という特殊性※から削減困難なエネルギーがあることを踏まえ、温室効果ガス総排出量の削減目標を設定します。

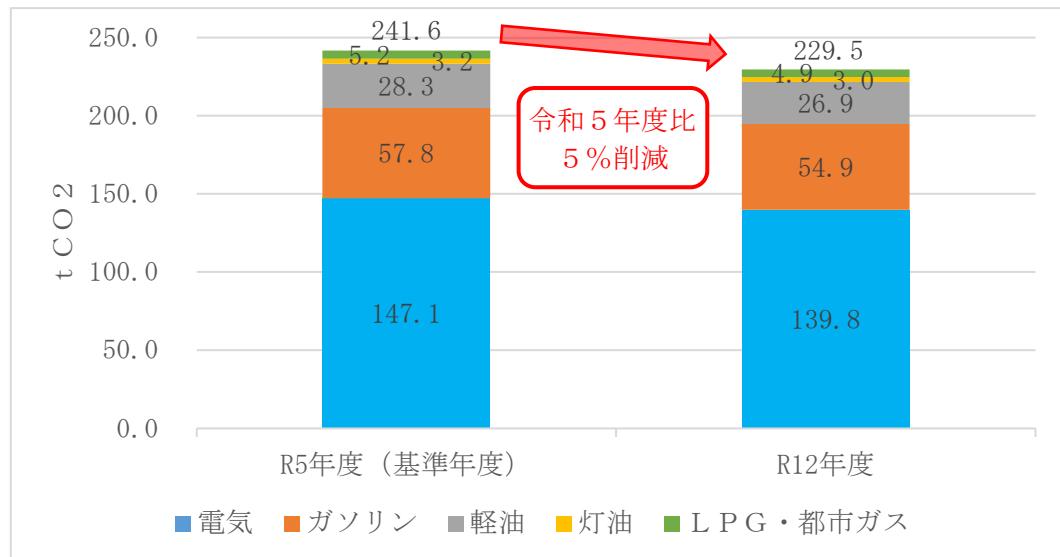
※ 消防機関は、消防法第1条の目的を果たすために、ガソリン及び軽油を消費するため、これらはCO₂排出量の削減対象から除外するものとしますが、現場活動を効率的に行い、可能な限り燃料の消費削減に努めます。

消防法（抜粋）

第1条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

2 温室効果ガスの削減目標

目標年度（令和12年度）に、令和5年度（基準年度）比で5%削減することを目標とします。



第5章 目標達成に向けた取組

1 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因に占める割合が最も大きい、電気使用量の削減に重点的に取り組み、その他の排出要因についても、可能な限り削減に努めます。また、職員一人一人が地球環境問題の重要性を認識させる意識啓発を進め、省資源化及び省エネ化の取り組みを定着させます。

2 具体的な取組内容

組織の取組み	職員の具体的な取り組み
①電気使用量の削減 <ul style="list-style-type: none">・業務の効率化を図り、残業の削減に努める。・クールビズ及びウォームビズを励行する。・空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けるとともに、カーテン、ブラインドを有効に活用する。・節電機能のある機器を使用する際には、省エネ設定を行う。・不要な場所での照明点灯及び空調設備の稼働を禁止する。	<ul style="list-style-type: none">・昼休み等、業務に支障のない範囲で不要な照明を消灯する。・特別な事情がある場合を除きエレベーターの使用を控える。・電気製品の主電源をこまめに切る。 など
②燃料使用量の削減 <ul style="list-style-type: none">・タイヤの空気圧を適正に管理する。・E V 車等の導入を検討する。・W e b による会議や研修を行い、移動にかかる燃料の削減に努める。	<ul style="list-style-type: none">・アイドリングストップを徹底する。・急発進、急ブレーキをしない・不要な荷物を積まない。・エアコンのこまめな調整を行う。 など
③施設設備等の更新 <ul style="list-style-type: none">・老朽化した空調機器に関しては、省エネタイプの機器への更新を積極的に導入する。・施設の利用実態に合わせて、施設エネルギー使用の合理化が図れる設備の導入を検討する。・照明器具のL E D化を推進する。・施設の改修時には、複層ガラス等の導入を	

検討し、施設の断熱化に努める。	
④ガス・水道使用量の削減 <ul style="list-style-type: none"> 水圧の調整や節水器具の取付けを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 公用車の洗車時には、バケツの使用、ホースの手元制御弁等により節水に努める。 洗濯機の使用はまとめ洗いをし、使用頻度を極力減らす。 給湯機器は、適正な温度を設定する。 など
⑤用紙類の使用量の削減 <ul style="list-style-type: none"> 研修会、会議の開催はパソコン機器を使用したプレゼンテーション形式を採用する等、資料の簡素化を図る。 府内 LAN を活用し、ペーパレス化を推進する。 各種広報用印刷物の数量を十分に検討し、印刷物の削減に努める。 DX 推進により用紙類の削減を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 文書、資料等を簡素化し作成部数を最小限にする。 両面印刷、両面コピーを心がける。 コピー機やプリンターの設定をよく確認し、ミスプリントをしないように注意する。 バインダー等は再利用する。 など
⑥廃棄物の減量とリサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> グリーン購入を促進する。 DX 推進により消耗品の削減を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 備品等は大切に扱い、可能な限り長寿命化を図る。 3 R (リユース:再利用、リデュース:ごみを出さない、リサイクル:再生利用) に努める。 分別収集を徹底する。 など

第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

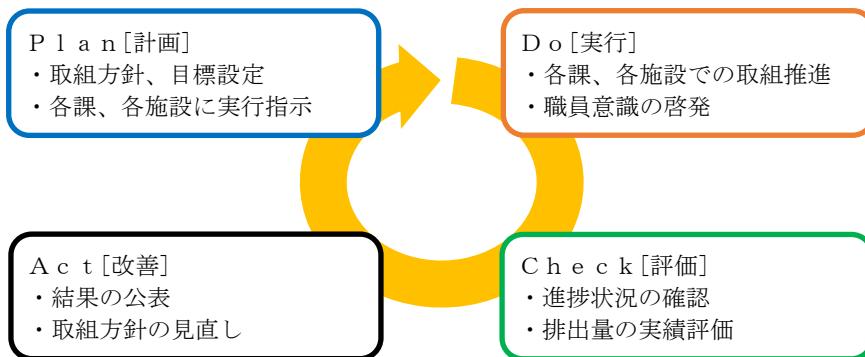
1 推進体制

- (1) 消防本部管理課長を地球温暖化対策推進総括責任者とし、組合の事務・事業における、実行計画の取組を管理します。
- (2) 各所属長を地球温暖化対策推進責任者とし、所管する事務・事業において、実行計画の取組を推進します。
- (3) 実行計画の進捗管理は消防本部管理課で行います。地球温暖化対策推進総括責任者は、実行計画の進捗状況に応じて、地球温暖化対策推進責任者へ必要な指示を行います。



2 点検・評価・見直し体制

進捗状況は毎年1回確認し、必要に応じて取組の見直しや啓発を行い、P D C A (P l a n [計画]→D o [実行]→C h e c k [評価]→A c t [改善]) サイクルを実行することで温室効果ガスの継続的な削減に努めます。



3 進捗状況の公表

実行計画の進捗状況は、組合のホームページで毎年公表します。